

鳥取市財産区福祉増進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、鳥取市財産区福祉増進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本補助金は、鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例（平成16年鳥取市条例第25号）第3条に基づいて行う事業に要する費用を補助することにより、財産区内における住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（補助の対象事業）

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- （1）財産区民が共同利用する財産区内にある施設の修繕
- （2）財産区内における公衆用の里道や水路等の修繕

（補助対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例別表に規定する財産区の区内において公共的な事業を行う町内会その他の公共的団体とする。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、修繕費、業務委託費、役務費、消耗品費その他補助対象事業の実施に直接必要と認められる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

（補助金の額）

第6条 本補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の上限は、本補助金の交付の決定があった日の属する年度の前年度における当該財産区の決算繰越額及び前年度の末日における基金残高の合計額とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず仕入れ控除税額を含む補助対象経費の額の範囲内で交付申請することができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、仕入控除税額を含む額の範囲で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定の時期)

第8条 規則第5条第1項に規定する交付の決定は、交付申請を受けた日から、原則として14日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届は要しないものとする。

(概算払)

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して1月を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超え

る場合は、当該交付決定控除税額)を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

鳥取市財産区福祉増進事業 実施計画書 兼 収支予算書

団体名：

1 実施計画

【事業概要】
【目的・期待する効果】

2 収支予算

(1) 収入の部

区 分	金 額（円）	説 明
鳥取市補助金		
計		

(2) 支出の部

区 分	金 額（円）	内訳・説明
計		

3 消費税の取扱い

（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が 5 % を超えている公益法人 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

様式第2号（第11条関係）

鳥取市財産区福祉増進事業 実績報告書

団体名：

1 事業実績

事業の内容	
得られた効果	
備 考	

2 添付書類

（1）事業に関する写真等

3 消費税の取扱い

（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

様式第3号（第11条関係）

鳥取市財産区福祉増進事業 収支決算書

団体名：

1 収入の部

区 分	金 額（円）	説 明
鳥取市補助金		
計		

2 支出の部

区 分	金 額（円）	内訳・説明
計		

3 添付書類

- （1）支払に係る証憑書類等の写し
- （2）その他本事業に係る関係書類